

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁乙官発第6号
平成13年3月27日
警察庁次長

警察教養細則の制定について（依命通達）

このたび、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）を別紙のとおり制定し、平成13年4月1日から施行することとなった。

制定の趣旨及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

記

1 制定の趣旨

警察改革要綱（平成12年8月25日付け警察庁甲官発第320号、甲生発第95号、甲刑発第30号、甲交発第5号、甲備発第42号、甲情発第31号）の「警察活動を支える人的基盤の強化」施策として、新年度から効果的かつ効率的な教養を新たに実施していく必要が生じたため、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）に基づき制定したものである。

2 運用上の留意事項

(1) 警察教養の実施（第3条）

教養の実施に際しては、学校教養において基礎的な能力を修得させ、職場教養においてこれを実務で活用できるように発展させることとするなど、学校教養と職場教養の関連付けに配慮すること。

(2) 学校教養の種別（第5条から第15条まで）

教養対象者の階級及び職に応じた教養を行うとの観点から学校教養において行われる課程について、その位置付け及び目的を明らかにしたものであり、教養実施計画に従い、計画的に各課程を実施すること。この場合において、当該課程の位置付け及び目的に沿った教授内容の策定及び教養対象者の選定に努めること。

(3) 調査及び研究（第22条）

効果的かつ効率的な教養の実施に資するため、第18条各号に掲げた事項を踏まえた教授内容の策定等のための調査及び研究を行うものであり、当該調査及び研究の成果については、当該警察学校の課程において活用させるとともに、他の警察学校の長に積極的に提供させるなど、各警察学校間の連携を図ること。

(4) 職場教養の実施（第25条）

職場教養の管理の責に任ずる内部部局の長等及び警察本部長並びに職場教養の実施の責に任ずる所属長の役割を明確化したものであり、それぞれの職に在る者が自らの役割を自覚し、実効ある職場教養が行われるよう努めること。